

DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー誌

JSF Trust and Banking



日証金信託銀行

目 次

□ ごあいさつ	1
□ 日証金信託銀行の概要	2
□ 経営理念等	4
□ 主要な業務の内容	5
□ 内部管理態勢	13
□ 自己資本政策	23
□ リスク管理の体制	25
□ 報酬等に関する事項	32
□ 事業の概況	33
【データ編】	
□ 主要な経営指標の推移	35
□ 財務諸表	36
□ 個別注記表	42
□ 主要な業務の状況を示す指標	52
□ 信託業務に関する主要な指標	63
□ 自己資本の充実の状況	67

□ ごあいさつ

皆さまには平素より日証金信託銀行株式会社に格別のご高配をいただき、厚く御礼を申し上げます。

2024年度の決算が確定しましたので、本資料により皆さまにご報告を申し上げます。

当社は第7次中期経営計画（2023年度～2025年度）の下、金融資本市場のインフラ機能を担う日証金グループの信託銀行として、金融諸制度の整備や技術革新の進展に対応した管理型信託業務のさらなる拡充、信託業務の補完を基本とする与信業務の運営、適切なリスク管理の下での有価証券運用収益の稼得、内部統制とガバナンス体制の高度化およびその下での人的資本の充実とシステム開発を含む業務運営態勢の強化を主要な経営方針として取組んでおります。

当年度につきましては、当社の中核業務であります信託業務におきまして、顧客分別金信託をはじめとした各種管理型信託や ABL 信託が堅調に推移したことから、期末の信託財産額が初めて 5 兆円を超え、信託報酬も前年度に引続き最高額を更新しました。銀行業務におきましては、金融セクター向けを中心とする各種与信業務と市場リスクに配慮した資金証券業務により、一定の収益を計上することができました。この結果、当年度の経常利益は 17 億 55 百万円（前年度比： 99 百万円）、当期純利益は 12 億 26 百万円（同： 60 百万円）となりました。

2025 年度は現行中計の最終年度となります。各国の金融政策や米国の通商政策をめぐる先行き不透明感に地政学的な要因の影響も加わり、金融市場は今後も相応の幅をもって動く展開が見込まれますが、当社としましては、引続き環境変化に柔軟に対応し、企業ビジョンの実現と企業価値の向上に努めるとともに、来年度からスタートする第 8 次中期経営計画につながる一年にしたいと存じます。これらの取組みに当たっては、信託銀行として求められる社会的責任を深く自覚し、皆さまからの信認にお応えしてまいります。

皆さまには今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2025 年 7 月

日証金信託銀行株式会社
代表取締役社長 西田 泰

□ 日証金信託銀行の概要

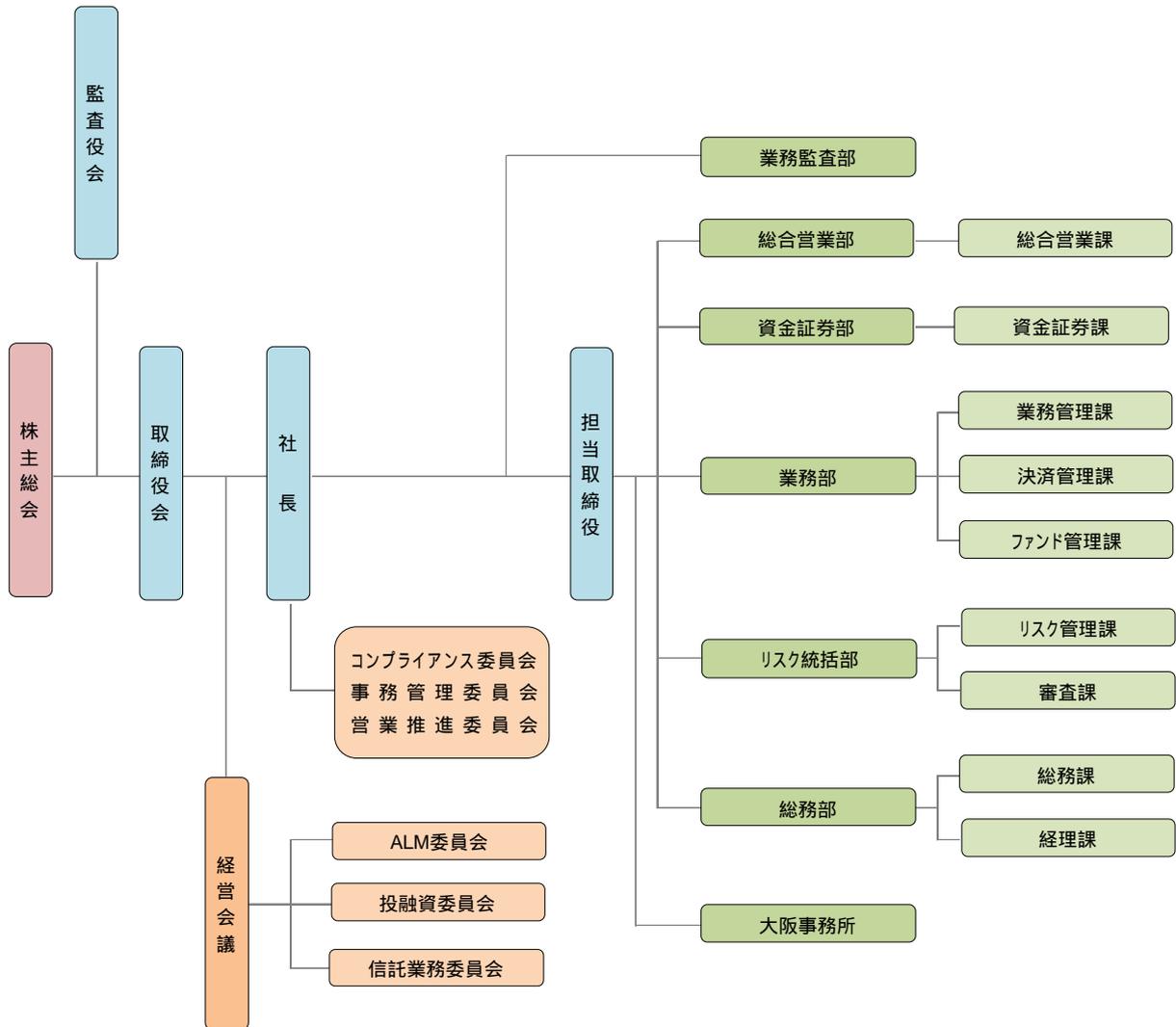
名 称	日証金信託銀行株式会社 JSF Trust and Banking Co., Ltd.		
設 立	1998 (平成 10) 年 11 月 17 日		
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号		
T E L	03-5642-3070 (代表)		
F A X	03-5642-3063		
U R L	https://www.jsftb.co.jp/		
資本金	140 億円		
発行済株式数	40 万株		
株 主	日本証券金融株式会社 (保有割合 : 100%)		
役 員	取締役社長 (代表)	西 田 泰	
	常務取締役	戸 田 健	
	取 締 役	松 田 徹	
	取 締 役	金 井 雅 博	
	取 締 役 (非常勤)	櫛 田 誠 希	
	常勤監査役	成 田 和 久	
	監 査 役	田 原 徹 也	
	監 査 役	井 堀 誠 人	
会計監査人	EY 新日本有限責任監査法人		

(2025 年 7 月 1 日現在)

経営の組織

当社は、以下の組織図のとおり、株主総会を最高の意思決定機関とし7部署による業務の運営・遂行および相互牽制を行う体制となっております。

組織図 (2025年7月1日現在)



□ 経営理念等

当社は日証金グループの一員として金融市場の確かな未来づくりに貢献します。

■ 当社の理念

当社は、企業理念として以下の4点を掲げ、これらを達成するために、適正な業務運営を確保するとともに内部統制の構築を進めてまいります。

1. 良質な金融・信託サービスを提供し、お客さまから信頼される信託銀行となることを目指す。
2. 信託銀行としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令やルールを厳格に遵守するとともに、公明正大で透明性の高い経営の確立を図る。
3. 収益基盤の強化と適切なリスク管理態勢の構築により、健全な業務運営を図る。
4. 日証金グループの信託銀行として、グループ各社との連携を強化し、証券市場の発展に貢献する。

■ 当社の企業ビジョン

上記理念の下、当社は、日証金グループの一翼を担って金融資本市場における重要なインフラ機能を提供するとともに、管理型信託の分野を中核に当社固有のサービスを向上させて様々な主体の投資活動と経済活動を支援し、これらを通じてお客さまとともに成長する専門性の高い信託銀行を目指します。

■ 当社の経営方針

当社は、第7次中期経営計画（2023年度～2025年度）に定める以下を基本方針として、当社の企業ビジョンの実現と企業価値の向上に努めてまいります。

1. 信託業務については、各種保全信託およびABL信託等の管理型信託の取引ネットワークをさらに強化して自律的な拡大メカニズムを確かなものとし、実績を通じて日証金グループにおける中核ビジネスの1つとしての信託業務の位置づけを明らかにする。
2. 貸出業務については、グループ取引先の資金繰り支援および資本市場における優良企業の資金需要への対応を中心に運営し、与信業務面からも当社の取引ネットワークを強化する。
3. 資金証券業務については、当社の企業価値向上の重要な部分を担う業務として位置づけ、適切なリスク管理の下で安定的な収益の稼得に取り組む。
4. 内部統制とガバナンスの体制を強固なものとし、その下で基幹システムの円滑な開発、運行を実現し、人的資源を充実させる。

□ 主要な業務の内容

当社は、日証金グループの信託銀行としての金融・証券業務に関するノウハウを十分に活かしつつ、質の高いサービスを提供することを目指しております。

当社の主要な業務内容は以下のとおりです。

■ 信託業務

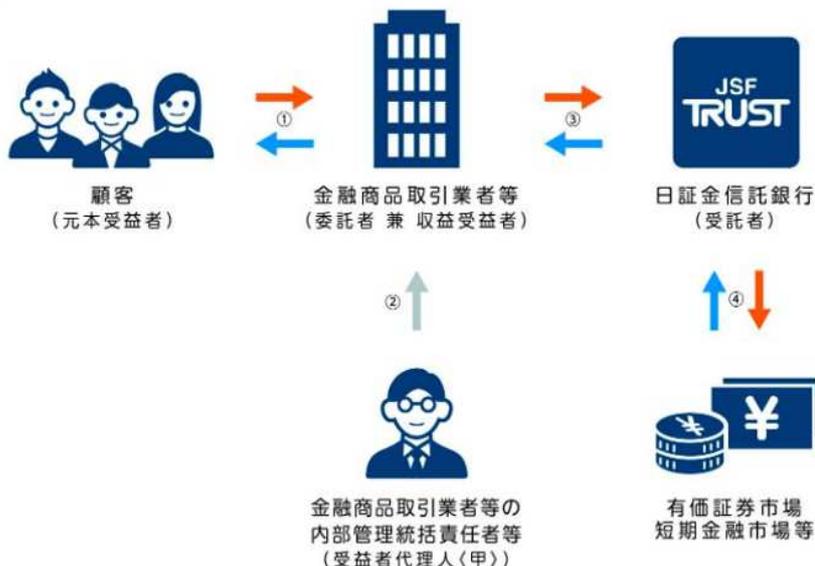
1. 顧客資産保全信託

(1) 金融商品取引業者等

顧客分別金信託	外為証拠金信託
証券 CFD/海外証券先物証拠金信託	商品 CFD/海外商品先物証拠金信託
暗号資産預り金信託	暗号資産デリバティブ証拠金信託
商品顧客区分管理信託	不動産特定共同事業出資金信託
クラウドファンディング払込金信託	電子記録移転権利取扱業務預り金信託 (セキュリティトークン関連)
電子決済手段等預り金信託 (ステーブルコイン関連)	外国電子決済手段買取準備金信託 (海外ステーブルコイン関連)

金融商品取引法、商品先物取引法、不動産特定共同事業法（不特法）、資金決済に関する法律（資金決済法）等の定めにより、金融商品取引業者、商品先物取引業者、不動産特定共同事業者、暗号資産交換業者等（証券会社、FX 業者、商品先物業者、セキュリティトークン関連業務を行う業者、電子申込型電子募集取扱業務を行うクラウドファンディング業者、電子取引業務を行う不動産クラウドファンディング業者、暗号資産取引所・販売所業務を行う業者等を指し、以下「金融商品取引業者等」といいます。）は、有価証券関連業や FX 取引などの店頭デリバティブ、その他法令で定められた取引に関連して、個人投資家や事業参加者等のお客さま（以下「顧客」といいます。）から預託された金銭等につき、自己の固有財産と分別して管理するため、信託銀行等に信託することが義務付けられております。

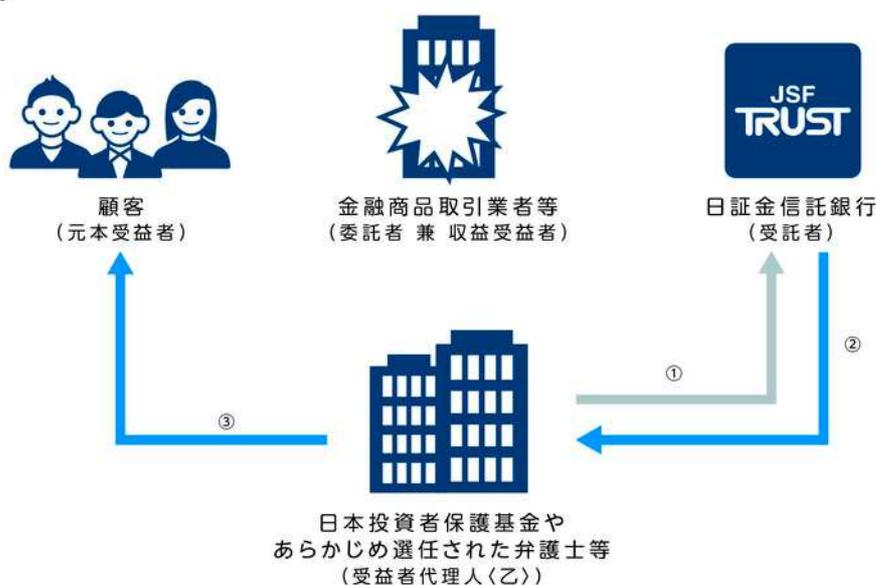
スキーム例



- ① 顧客は株取引やFX取引等を行う際、金融商品取引業者等に証拠金等を含む金銭を預託、もしくは引出します。
- ② 上記信託では、すべての顧客（元本受益者）を代理する者として、2名の『受益者代理人』が設置されます。そのうち、金融商品取引業者等の内部管理統括責任者等（受益者代理人<甲>）は、平常時において、日々の信託金額の照合や信託状況の監督を行います。
- ③ 関係法令や信託契約で定められた基準日（差替計算基準日）において信託財産が信託保全すべき金額に不足した場合、金融商品取引業者等は信託金の追加を行います。一方、信託財産が信託保全すべき金額を上回っている場合は、金融商品取引業者等は受益者代理人<甲>の承認を得て、信託財産の引き出しを行うことができます。
- ④ 信託財産については、関係法令および信託契約に定められた範囲・方法で運用を行います。運用によって得られる収益は、委託者兼収益受益者である金融商品取引業者等に帰属します。

元本受益権行使事由に該当した場合

スキーム例



金融商品取引業者等が元本受益権行使事由に該当した場合、受益者代理人<乙>は当該事由によって顧客資産保護に問題が生じるかどうかを慎重に判断します。問題が生じると判断した場合、信託財産にかかる受益者代理人<甲>の権限は受益者代理人<乙>に移行し、金融商品取引業者等は自由に信託財産を引き出すことができなくなります。

元本受益権の行使にあたり、受益者代理人<乙>は各顧客に返還すべき金額を計算し、当社に指図を行います。当社はこの指図に基づき、受益者代理人<乙>に対して信託財産を払い出します。

受益者代理人<乙>はすべての元本受益者（元本受益権行使時において金融商品取引業者等に債権を有する顧客）に対し、資産の返還を行います。顧客資産返還後に残った信託財産は金融商品取引業者等に帰属します。

(2) 資金移動業者 / 前払式支払手段発行者

履行保証金信託

発行保証金信託

資金決済に関する法律（資金決済法）では、資金移動業者（為替業務を取り扱う業者）や前払式支払手段発行者（商品券やプリペイドカードなどの発行者）には、法令で定められた金額を供託所（法務局）に供託することが義務付けられており、この供託に代って信託銀行等への金銭信託により分別管理することも認められています。当社は、資金移動業者向けの履行保証金信託や、前払式支払手段発行者向けの発行保証金信託をご用意しており、多くのお客さまにご利用いただいております。

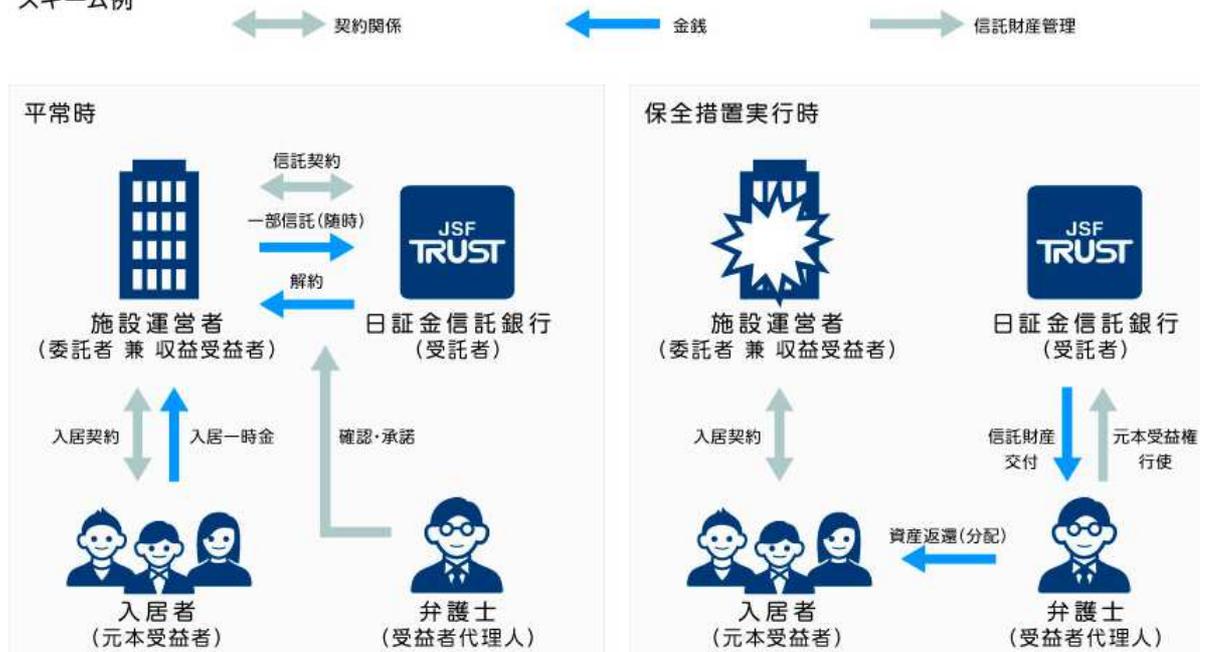
また資金移動業につきましては、資金決済法改正（令和7年改正：未施行）により、従来の保全方法に加え、業者の破綻時に信託の受益者代理人から利用者へ資産を直接返還するスキーム（現行法においては、供託命令を受けて受託者が信託財産を供託し信託終了）の新設も見込まれておりますが、当社は他の保全信託で培ったノウハウを活用し、この新たなスキームに係る信託商品の設計・提供も行ってまいります。

(3) 高齢者向け住宅（有料老人ホーム等）運営事業者等

入居一時金信託

老人福祉法に基づき施設の運営等を行う事業者は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居（グループホーム）や有料老人ホームへの入居予定者から一括して受領した家賃その他前払金等につき、信託銀行等において自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。

スキーム例



(4) その他の事業者

貴金属取引代り金信託	弁護士費用等管理信託
不動産賃貸借敷金保全信託	社内預金引当信託
企業年金掛金管理信託	公営競技預り金信託
その他エスクロー信託	

時代の変化や社会構造の複雑化、またデジタル化の進展などにも伴い、資産保全信託のニーズは、様々な分野に広がっています。当社は、そのような各分野のサービス事業者の方々の多様なニーズにお応えし、事業者ごとに異なる取扱サービス・事業の特性を踏まえた保全信託を個別に設計し、提供しております。

2. ストラクチャード信託

金融技術の高度化などに伴い、金融商品取引業者や金融機関の方々が信託に求めるニーズも年々多様化しております。当社は、資産流動化や資金調達、資産運用といった幅広いニーズに応じ、信託の「倒産隔離機能」や「転換機能」を用いたサービスを提供することにより、金融市場の発展や活性化に広く貢献してまいります。

金融商品取引業者や金融機関の方々以外にも、幅広い業種のお客さまから様々なご意見をいただきながら、各種信託商品の開発・組成を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

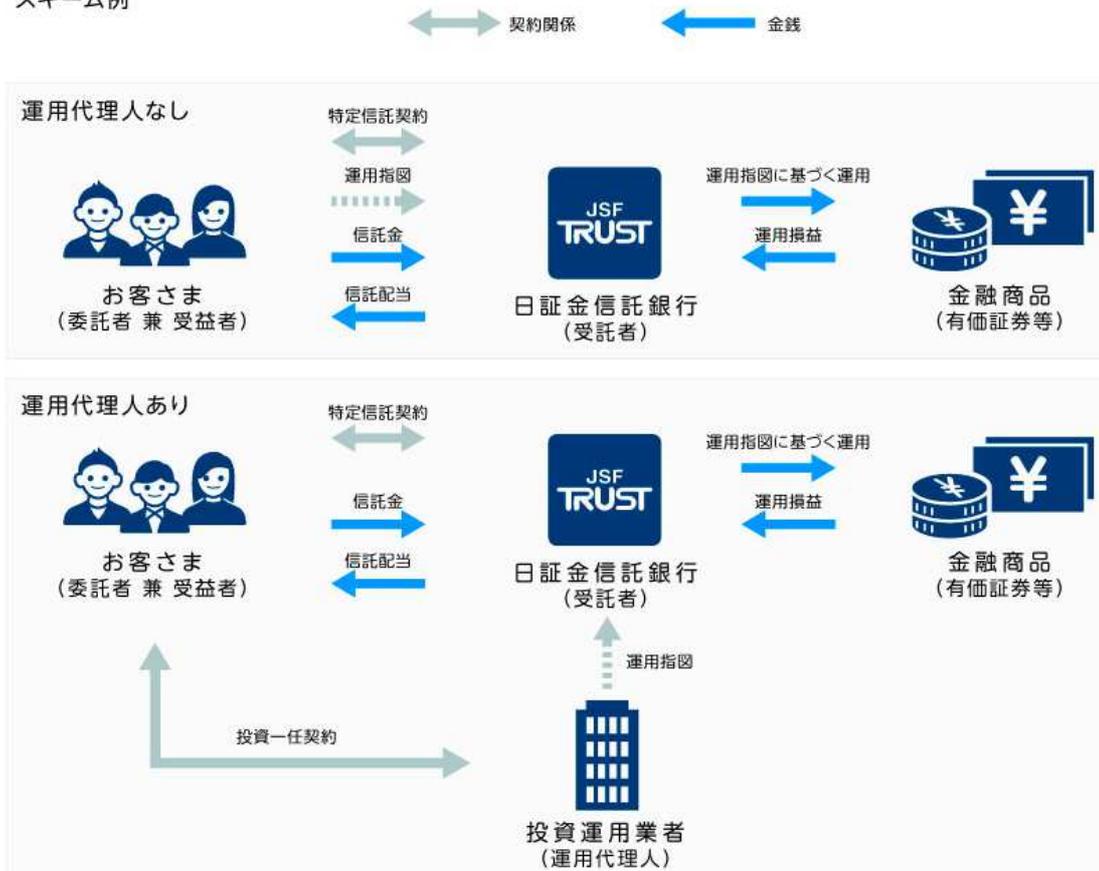
3. 運用指図型金銭信託

運用指図型金銭信託

お客様の運用指図に従って、信託財産としてお預かりした金銭を、株式・債券・投資信託・プライベートエクイティファンド・公募/私募 REIT その他の金融商品で運用いたします。お客様が自ら運用指図を行う仕組みのほか、投資顧問会社などの投資運用業者が代理人として運用指図を行う仕組みもご利用いただけます。

運用指図型金銭信託では、信託財産の運用にかかる事務・執行手続きのご負担を軽減できるほか、信託財産に属する有価証券とお客様が保有する有価証券との簿価分離が認められていることから、信託財産を独立したポートフォリオとして管理していただくことができます。

スキーム例



4. 有価証券信託

お客様の所有する有価証券を信託財産としてお預かりいたします。その目的（管理または運用等）に応じて以下の信託商品をご用意しております。

有価証券管理信託

有価証券管理信託は、機関投資家、大口個人株主（創業者等）および資産管理会社などのお客さまが保有する有価証券の管理にかかる事務（株式の議決権行使等）の省力化および透明化などを目的としてご利用いただいております。

スキーム例



有価証券運用信託

有価証券運用信託は、信託された有価証券を貸株取引や貸借取引で再運用することにより収益を得ることを目指す信託商品であり、運用執行や決済事務はすべて当社が行います。お客さまの株式・債券等の管理にかかる事務の省力化、コスト削減、インサイダー取引の防止および再運用（貸株市場・債券貸借市場等での運用）による保有資産の収益力向上を目的としてご利用いただいております。

スキーム例



■ 銀行業務

当社は、金融・証券市場の発展に貢献することを使命とする日証金グループの一員として、金融ビジネス事業者の業務をサポートするべく、きめの細かい銀行機能・サービスを提供しております。

お客さまの様々なご要望に対応し、定型商品の提供にとどまらずオリジナル商品の開発により最適なお提案をいたします。

1. 貸出業務

主要な融資先	資金需要の例
証券会社・FX業者・ その他金融商品取引業者	・顧客資産保全信託の保全要件に基づき発生する 立替資金
不動産投資法人（REIT）	・不動産取得に伴う短期のつなぎ資金
投資事業組合（ファンド）	・株式等有価証券の買付に伴う短期のつなぎ資金 ・為替予約に伴う短期のつなぎ資金

2. 預金業務

普通預金、当座預金、定期預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

国債、政府保証債など安全性・流動性の高い債券を中心に有価証券投資を行っております。

4. 振替業務・保護預り業務

- ・国債振替決済制度に基づく口座管理
- ・日本銀行出資証券の保護預り（クリアリング決済・名義書換の代行等）

□ 内部管理態勢

■ 経営管理

当社は、効率的な業務運営を実現するため、以下のとおり経営管理体制を構築しております。

1. 取締役会

取締役会は、法令に定める事項、定款に定める事項、業務執行に関する重要な事項を決定するとともに、定期的の実績管理を行うほか、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月開催しております。

2. 監査役・監査役会

監査役は、取締役会をはじめとする経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務および財産の状況について取締役または使用人から定期的に報告を受けることなどを通じて、取締役の職務執行の適切性、妥当性、効率性を監査しております。

3. 経営会議および各種委員会

業務執行方針および計画ならびに重要な業務の実施等に関して審議・報告する機関として、経営会議、ALM委員会、投融資委員会、信託業務委員会を設置しております。

そのほか、特定の重要事項を協議・報告する会議体としてコンプライアンス委員会、事務管理委員会、営業推進委員会を設置しております。

■ 内部統制

当社は、「内部統制に関する基本方針」を取締役会決議により策定し、これらに基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。

同方針には、取締役による職務執行の効率性を確保する体制、法令等遵守の管理体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制、また、監査役による監査の実効性を確保する体制や監査役への報告体制等を明示し、内部管理態勢の強化・充実に向け取り組んでおります。

■ 内部監査

当社では、業務執行ラインから独立した業務監査部が、社内における内部管理態勢の適切性・有効性を検証し、被監査部署における内部事務処理等の問題点の発見・検出にとどまらず、内部管理態勢等の評価および検出された問題点の改善方法の提言等を行っております。被監査部署におけるリスクの種類・程度に応じて、深度・頻度に配慮した監査計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しております。

また、内部監査によって発見された指摘事項や改善の提言等の監査結果について、社長および被監査部署の担当役員に報告を行い、さらに被監査部署から提出される対応策およびその進捗状況をフォローアップするなど、内部管理態勢改善の推進を図っております。

■ コンプライアンスに係る基本方針

当社は、法令等遵守を経営における最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンスに係る基本方針」を以下のとおり策定しております。

コンプライアンスに係る基本方針

1. 銀行のもつ重い社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
そのために、役職員それぞれが、信頼の確立にはたゆまない努力と多大な時間を要する一方、信頼の毀損は容易くその回復にはおよそ計り難い困難が伴うことを銘記する。
2. リスク管理の重要性を踏まえつつ、常に創意・工夫を活かした質の高いサービスを提供することにより経済・社会の発展に寄与する。
そのために、絶えず顧客のニーズを積極的かつ的確に把握するよう努めるとともに提供するサービスの内容について説明を尽くす姿勢を堅持する。
3. あらゆる法令やルールをよく理解し遵守することはもとより、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。
そのために、高い自己規律と組織内の円滑な意思疎通を保ち、透明で適正な意思決定を行う。
4. 適時・適切かつ公正な経営情報等の開示により積極的に社会とのコミュニケーションを図り、深い理解と高い信頼の獲得に努める。
そのために、寄せられた意見は真摯に受け止め、積極的かつ適切に対応することを心掛ける。

■ 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理するため、以下のとおり「利益相反管理方針」を策定し、利益相反管理体制を構築しております。

法令等の遵守

当社は、当社または日証金グループ会社の業務とお客さまの間ならびに当社または日証金グループ会社のお客さま相互間の取引に関し、当社のお客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等および本方針に従い必要な措置を講じ、適切に業務を遂行します。

利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる日証金グループ会社は、以下に掲げる会社です。

日本証券金融株式会社

利益相反管理の対象となる取引の特定方法

1. 対象取引

「利益相反」とは、当社または日証金グループ会社とお客さまの間ならびに当社または日証金グループ会社のお客さま相互間の取引において、当社のお客さまの利益が不当に害される状況をいいます。

当社では、こうした利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）について管理します。

2. お客さま

「お客さま」とは、当社が行う銀行法第13条の3の2の「銀行業務」および金融商品取引法第36条第2項の「金融商品関連業務」に関して、既に取引関係のあるお客さま、当社と取引に関し交渉が行われているなど取引関係に入る可能性があるお客さま、過去に取引を行ったお客さまのうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有しているお客さまをいいます。

3. 類型

ある取引が対象取引に該当するか否かについては、個別具体的な事情により決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当社または日証金グループ会社	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さま
利益対立型	お客さまと当社または日証金グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または日証金グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または日証金グループ会社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または日証金グループ会社が不当に利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または日証金グループ会社の他のお客さまが不当に利益を得る取引

4. 具体例

当社または日証金グループ会社の業務に関するお客さまの利益を不当に害するおそれのある「対象取引」としては、以下に掲げるものおよびこれらに類する取引が考えられます。

以下では、取引例とそれに対応する管理方法を記載します。

敵対的買収事案のような競合関係または対立関係にある複数のお客さまに対し、融資を行う場合			
管理方法	お客さまへの事実の開示	取引の中止	その他の方法

なお、開示につきましては、お客さまとの守秘義務の関係で開示できない場合がございますのでご注意ください。

利益相反のおそれのある取引の管理方法

適正な利益相反管理の遂行のため、当社では事務管理委員会委員長をもって利益相反管理統括者とし、事務管理委員会が対象取引の情報の一元的な収集および管理を行います。

利益相反管理統括者は、いかなる部署からも、利益相反管理に関する具体的な業務について指示を受けることはありません。

対象取引については、利益相反の該当性を判断したうえで、次に掲げる方法等によりお客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引および当該お客さまとの取引の一方または双方の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引の一方を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについての適切な開示と当該お客さまの同意による方法

なお、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知を図るとともに、利益相反管理に係る運営体制について定期的に検証いたします。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ（<https://www.jsftb.co.jp/>）にも掲載しております。

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護等管理態勢を整備、確立し、お客さまの保護および利便性の向上を図るとともに、当社業務の健全性および適切性を確保していくことを目的として「顧客保護等管理に関する基本方針」を策定し、顧客保護等管理の充実を図っております。

顧客保護等管理に関する基本方針（概要）

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従い、全ての取引または商品について適切な説明および情報提供を行います。
2. お客さまからのご意見や苦情等には、公正・迅速・誠実に対応するよう努めます。
3. お客さまに関する情報は、法令等に従い適正かつ適法な手段で取得するとともに、お客さま情報の正確性の保持および情報の流出・損失や不正アクセス等の防止に必要なかつ適切な措置の実施に努めます。
4. お客さまとの取引に関連して、当社の業務を外部に委託する場合には、お客さま情報を保護するために委託先を厳格に管理し、お客さまの保護等が適切かつ十分に行われるよう努めます。
5. 金融機関またはグループ関連会社による取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われるよう努めます。

個人情報保護方針

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下個人番号と特定個人情報を「特定個人情報等」といいます。）の適切な保護と取扱いに関する個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、公表いたします。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守

当社は、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令およびその他規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当社は、お客さまの個人情報および特定個人情報等を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当社は、個人情報および特定個人情報等の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用いたします。

4. 安全管理措置

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管するよう努めるとともに、個人情報および特定個人情報等に関し、以下に掲げる安全管理措置を講じて、不正アクセス、紛失、改ざんおよび漏洩等が生じないよう適正な管理を行います。

また、個人情報および特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、個人情報および特定個人情報等の安全管理が図られるよう委託先（再委託先等も含みます。）について、適切に監督いたします。

- (1) 個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いの確保のため「関係法令等の遵守」等について本個人情報保護方針を策定し、お問い合わせ窓口とともに当社ホームページに掲載しています。
- (2) 個人情報および特定個人情報等の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階にかかる取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する社内規程を策定しています。
- (3) 個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する責任者を設置するとともに、取り扱う役職員および当該役職員が取り扱う個人情報および特定個人情報等の範囲を明確化し、漏えい事案等が発生した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
- (4) 個人情報および特定個人情報等の取扱い状況について、定期的に自主点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (5) 個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するために、役職員に対して定期的な教育を実施しています。
- (6) 個人情報および特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、社内の移動を含め、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人情報および特定個人情報等が判明しないよう措置を実施しています。
- (7) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- (8) 個人情報および特定個人情報等を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(9) その他当社が取り扱う個人情報および特定個人情報等の性質および量等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な安全管理措置を実施しています。

5. 第三者提供の制限

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはいたしません。

なお、特定個人情報等につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供いたしません。

6. 継続的な改善

当社は、個人情報保護に関する管理体制および取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

7. 開示等のご請求手続

当社は、個人情報の開示、訂正および利用停止等に関するご請求につきましては、適切かつ迅速に対応いたします。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求手続につきましては「お問い合わせ窓口」までご連絡下さい。

8. お問い合わせへの対応

個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご意見、ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求手続、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては以下の窓口までご連絡下さい。

【お問い合わせ窓口】

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日証金信託銀行株式会社 事務管理委員会事務局
TEL 03-5642-3070

「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページ（<https://www.jsftb.co.jp/>）にも掲載しております。

■ 金融商品の販売等に係る勧誘方針

当社は、関連法令等に基づき、以下の「勧誘方針」を制定し、お客さまに金融商品の適正な勧誘を行っております。

金融商品の販売等に係る勧誘方針

当社は、社会に貢献するホールセール型金融機関を目指し、主に法人およびこれに準ずる団体を対象に、ニーズに合った金融サービスの提供に心掛けます。このような基本方針を踏まえ、当社は、金融商品の販売等に係る勧誘方針を以下のとおり定めます。

1. 当社は、お客さまの知識、経験、財産の状況などをよく把握して、適切な勧誘を行います。
2. 当社は、お客さまご自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容等の重要事項について十分にご理解をいただけるよう努めます。

3. 当社は、お客さまにとって不都合な方法、不適切な時間帯などによる勧誘を一切行いません。
4. 当社は、お客さまに対して適切な勧誘が行えるよう日々研鑽に努めます。

「金融商品の販売等に係る勧誘方針」は、当社ホームページ(<https://www.jsftb.co.jp/>)にも掲載しております。

■ 金融円滑化管理方針

当社は、中小企業をはじめとするお客さまの経営支援等への「取組方針」を策定しております。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みを受けた場合には真摯に対応し、迅速な検討・回答に努めます。
2. 与信取引に関するお申込み等を謝絶する場合には、これまでの取引関係およびお客さまの知識・経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明いたします。

中小企業の経営支援および地域活性化に関する取組状況

1. お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み、事業再生 ADR 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構等からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。
2. お客さまの事業の再生または地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
3. お客さまからご依頼を受けた事業再生 ADR 解決事業者から事業再生 ADR 手続の実施について確認があった場合には、迅速な紛争解決のため、適切に対応いたします。
4. 地域経済活性化支援機構等からの債権買取申込みまたは事業再生計画に従って、債権の管理または処分をすることの同意の求めに適切に対応いたします。
5. その他、金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると取締役会等において判断した事項を適切に実施いたします。

■ お客さま本位の業務運営方針

当社は、お客さまのニーズを誠実に受け止め、お客さまのために何ができるかを真剣に考え、さらなる向上を図るために、以下のとおり「お客さま本位の業務運営方針」を策定しております。

なお、本方針については、その取組状況を定期的に評価、公表し、見直しを行ってまいります。

お客さま本位の業務運営方針と取組状況

1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、お客さまの大切な財産をお守りする信託銀行として、オーダーメイド型の信託を含め、多様なニーズを的確にとらえて良質な商品・サービスの提供に努めるとともに、正確・迅速な業務遂行を行って皆さまの信頼と期待に応えるよう努めてまいります。

◆ 取組状況

新規分野を含め各種保全信託の受託を推進したほか、お取引先さまの多様なニーズにお応えして着実に商品化するなど管理信託の拡充を進めました。併せてこれらに対応した事務体制の強化やシステム等のインフラの整備に努めました。

(KPI) 信託勘定の預り資産残高推移 (億円)



2. 利益相反の適切な管理

当社は、「利益相反管理方針」を策定し、利益相反管理の対象となるグループ会社、対象取引の特定方法、管理方法等を定めております。これに基づき、当社および日証金グループ会社が提供する商品・サービスにおいて、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な管理に努めてまいります。

◆ 取組状況

利益相反発生防止に向け、利益相反管理方針等に則った適切な管理に努めるとともに、これら遵守状況について内部監査を実施しました。

3. 手数料等の明確化

当社は、当社が提供する商品やサービスの対価としての手数料等について、十分にご理解いただくことが必要であり、そのことが当社への信頼につながると考

えております。

競合する数多くの商品・サービスの中から当社を信頼して選択していただけるよう、積極的に情報提供してまいります。

◆ 取組状況

定型商品・サービスに関する報酬等については商品説明時に適確に情報提供いたしました。また、個別の対応が必要となる商品の報酬等については、お取引先さまからご相談をいただいた案件内容を精査・検討のうえ、速やかに情報提供いたしました。

4. 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、商品・サービスを提供する際には、管理型信託の委託者等のご判断に役立つよう、その内容、仕組みやリスクについて分かりやすく丁寧にご説明するとともにその開示に努めてまいります。また、取引状況については委託者等に定期的にご報告いたします。

◆ 取組状況

お取引先さまからご相談をいただくなかで、お取引先さまにとって真に必要な情報を適切に分かりやすく説明するよう心掛けてまいりました。また、商品パンフレットおよび当社 Web サイトについても適宜情報を更新いたしました。

5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

当社は、取引にあたり、画一的な商品・サービスの提供にとどまらないよう、知識、経験、財産の状況、ならびにニーズ、取引目的を十分に把握し、当社がこれまでに培った専門的な知識や経験をもとに皆さまにふさわしいオーダーメイド型の商品・サービスを提供いたします。

◆ 取組状況

顧客資産保全信託で培った管理型信託の知識や経験を活かし、お取引先さまのニーズを伺いながら、個別の対応が必要となるオーダーメイド型の信託商品の推進に努めました。また、お取引先さまの所属する協会・団体等とも情報交換を行い、業界全体の動向やニーズの把握に努めました。

加えてお取引先さまの入出金申込や残高確認にかかる利便性の向上を目的とした web を活用したサービスについても、安定的にご利用いただいております。

(KPI) 信託商品をご利用いただいている事業者数



6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、従業員が本方針に基づいた業務運営を推進していくよう、業務運営態勢、業績評価体系、従業員向けの研修、適切なガバナンス体制を整備しており、今後とも拡充を図ってまいります。なお、当社では従前から収益目標を個々の従業員に割り当てることは行っておりません。

◆ 取組状況

お取引先さまのニーズに的確に応えることができるよう、お取引先さまとの面談の記録を社内で広く共有し検討いたしました。また、業績評価につきましては、真にお取引先さまの立場に立った取組みを評価する体系としており、従業員に対する専門的な知識向上を目的とした研修や法令遵守を目的としたコンプライアンス研修等を実施いたしました。

■ 指定紛争解決機関

1. 一般社団法人 全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
TEL：0570-017109 または 03-5252-3772
2. 一般社団法人 信託協会
連絡先：信託相談所
TEL：0120-817335 または 03-6206-3988

□ 自己資本政策

■ 自己資本調達手段の概要

当社は、自己資本の調達を譲渡制限付の株式発行により行っております。
なお、株式は日本証券金融株式会社が100%保有しております。

■ 自己資本の充実

自己資本の内容については、株主資本中心の構成維持を図るとともに、自己資本比率は、安定的な経営を確保するための重要な指標であるとの認識のもと、「自己資本管理方針」および「自己資本管理規程」において維持すべき水準を定め、これを上回る状態が安定的に維持できるよう努めております。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法

自己資本の充実度に関する評価については、規制上の自己資本比率等に基づく評価と内部管理上のリスク計測手法に基づく評価の両方法によって行っております。

1. 規制上の自己資本比率等に基づく評価については、「自己資本管理方針」および「自己資本管理規程」に則り、同規程において設定した「維持すべき自己資本比率等」が安定的に維持されていることを月次で管理し、その結果を経営会議に報告しております。
2. 内部管理上のリスク計測手法に基づく評価については、信用リスク、金利リスク、オペレーショナルリスク等のリスクごとに制定した管理方針および規程等に則り、リスク量が当社全体のリスク許容限度額内で設定したリスクキャピタルの配賦額内にコントロールしていることを日次で管理するとともに、これらの統合リスク量と自己資本を対比し、自己資本の余裕が安定的に維持されていることを月次で経営会議に報告しております。

■ 自己資本比率算出に係るリスク・アセットの算出方法

リスク・アセットについては、国内基準に基づく算出方法に則り、信用リスクおよびオペレーショナルリスクの計量を適正に行い算出しております。
各リスク・アセットの算出方法は、以下のとおりです。

信用リスク・アセットに関する事項

1. 信用リスク・アセットの算出方法
信用リスク・アセットの算出方法については、「標準的手法」を適用しております。
2. 適格格付機関およびエクスポージャーの種類
当社は、以下の5社を適格格付機関としており、全ての格付適用エクスポージャーについて、各社の格付に見合うリスク・ウェイトによりリスク・アセットを算出しております。
 - (1) 株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - (2) 株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - (3) フィッチ・レーティングス (Fitch)
 - (4) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
 - (5) S&P グローバル・レーティング (S&P)

3. リスク・ウェイトの適用方法

同種のエクスポージャーについては、適格格付機関の格付が2つ以上あり、それに対応するリスク・ウェイトが異なる場合には、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いております。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応する場合には、最も小さいリスク・ウェイトを用いております。また、格付が付与されていないエクスポージャーについては、リスク・ウェイトを100%としております。

なお、信用リスクに係る管理の方針および手続の概要につきましては、「信用リスク」をご参照ください。

信用リスク削減手法

信用リスク削減手法については、以下のとおりとしております。

1. 一定の要件を満たした適格金融資産担保付取引は、簡便手法を用いております。
2. エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用される部分は、取引先のリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用しております。
3. 株式担保は、東京証券取引所などが算出する代表的な株価指数の構成銘柄を適格金融資産担保とし、期末時点での時価をもって担保評価額としております。
4. 一定の要件を充たした保証取引は、取引先のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

証券化エクスポージャー

当社は、証券化取引については行っておりません。

オペレーショナルリスクに関する事項

1. オペレーショナルリスク相当額の算出方法

オペレーショナルリスク相当額の算出方法については、「標準的計測手法」を適用しております。

2. BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。また、BIから除外した事業部門等はありません。

3. ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第306条に基づき「1」を使用しております。

なお、オペレーショナルリスク管理に関する方針および手続の概要につきましては、「オペレーショナルリスク(事務リスク・システムリスク・法務リスク・有形資産リスク・人的リスク・レピュテーションリスク)」をご参照ください。

() 参照告示：銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)

□ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性を確保するため、「リスク管理の基本方針」を取締役会決議により策定し、その中でリスク項目ごとの基本方針等を定めております。

これに基づいてリスク管理体制を整備するとともに、各種リスクの具体的な管理方法を構築し、リスク管理部署がリスクの統合的管理を行っております。

リスク管理部署では、リスク量の測定、モニタリングおよび情報の収集・分析ならびにリスクと損益の状況を経営会議へ報告することにより、適正なリスクマネジメントの実践に努めております。

■ 信用リスク

基本方針

当社では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスク管理については、個別審査およびポートフォリオ管理の2つのアプローチを通じて、全ての与信取引について信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な収益の確保と損失の削減を図っております。

信用リスク管理体制

信用リスク管理体制については、信用リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および投融資委員会の2つの会議体を中心に成り立っております。

1. 経営会議

経営会議では、取締役会から委任された権限の範囲内で、信用リスク管理の制度・仕組みを決定しており、信用リスク管理に関する規程を制定するとともに、信用リスクに対するリスク資本の配賦額を決定しております。

2. 投融資委員会

投融資委員会では、重要な個別与信案件の決裁やクレジットラインの設定等、投融資業務全般に関する意思決定を行っております。

3. その他

個別審査・ポートフォリオ管理に関する業務・企画運営については、フロント部署から独立したリスク管理部署が行っております。

個別審査

個別審査については、社内格付制度に基づく信用供与先の信用力評価や資金使途・返済原資等の与信案件内容の精査による適切な与信判断を通じて健全な資産の形成を行うとともに、与信期間中の信用供与先のモニタリングによる予兆管理に努めております。

1. 信用格付

信用格付については、フロント部署が信用供与先の一次格付を付与した後、リスク管理部署が最終格付を決定する体制としております。与信実行後の期中管理の一環として決算状況を速やかに反映するため、年1回の定例見直しを行うとともに、信用供与先の信用状況に変化があった場合には随時見直しを行い、信用供与先の状況を的確に把握できる体制を整備しております。

2. 自己査定

自己査定については、一次査定を行うフロント部署と二次査定を行うリスク管理部署に職責分離したうえで、保有する資産の内容を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより資産内容の実態把握に努めております。また、査定結果に基づいて適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成することで、経営の健全性を高めて財務報告に係る内部統制の向上を図っております。

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、保有する信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った収益の獲得および経営体力に見合った適切なリスク・コントロールを実現するために、統計的な手法により全ての与信取引についてリスク量を計量しております。

1. 管理・報告

リスク量をリスク資本の配賦額内に抑制するとともに、貸出金ガイドラインを設定することにより個社別与信集中の緩和とポートフォリオの質的向上に取り組んでおり、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

2. 信用リスクの計量

信用リスクの計量については、信用リスクを内包する全ての与信取引を対象に、格付遷移行列・格付別デフォルト率・業種相関係数等のデータを用いて、50万回のモンテカルロ・シミュレーションを行い、信頼区間99%、保有期間1年において被る最大貸倒損失および平均貸倒損失を算出し、最大貸倒損失から平均貸倒損失を控除した額を信用リスクと定義しております。

貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金については、「償却・引当基準」等に則り、以下のとおり計上しております。

1. 一般貸倒引当金

- (1) 正常先および要管理先を除く要注意先に対する債権に係る一般貸倒引当金については、予想損失率に基づいて今後1年間の予想損失額を算定（予想損失率に基づく方法）し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しております。
- (2) 要管理先に対する債権に係る一般貸倒引当金については、債権額等に応じて予想損失率に基づく方法とDCF法による方法を併用して予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しております。

2. 個別貸倒引当金および償却

- (1) 破綻懸念先債権に対する債権に係る個別貸倒引当金
破綻懸念先債権に対する債権に係る個別貸倒引当金については、債権額等に応じて予想損失率に基づく方法、キャッシュ・フロー控除方式、DCF法による方法、売却可能額控除方式を併用して予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しております。
- (2) 実質破綻先および破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金および直接償却
実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとに分類と分類とされた債権額全額を予想損失額として、個別貸倒引当金を計上するか直接償却または部分直接償却しております。

派生商品取引における取引相手の信用リスク計量

派生商品取引に伴うカウンター・パーティに対する信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

■ 市場リスク

基本方針

当社では、市場リスクを「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク」と定義しております。

市場性取引については、多大な損失を被る可能性が内在しているという認識のもと、全ての市場リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な収益の確保に努めております。

市場リスク管理体制

市場リスク管理体制については、基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および ALM 委員会の 2 つの会議体を中心に成り立っております。

1. 経営会議

経営会議では、取締役会から委任された権限の範囲内で、市場リスク管理の制度・仕組みを決定しており、市場リスク管理に関する規程を制定するとともに、市場リスクに対するリスク資本の配賦額を決定しております。

2. ALM 委員会

ALM 委員会では、市場性取引部署がオペレーション実績の報告を行うとともに、金利予測・マクロ分析等に基づいて ALM 全般に関する重要な意思決定を行っております。

3. その他

市場リスク管理に関する業務・企画運営については、市場性取引部署から独立したリスク管理部署が行っております。

市場リスク管理の方法

市場リスク管理については、リスク量をリスク資本の配賦額内に抑制するとともに、市場性取引の損失が経営体力や当社最終利益に与える影響を一定の範囲内にとどめることを目的として、損失限度管理を行っております。また、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

1. 市場性取引部署における管理・報告

市場性取引部署は、経営会議で決定された方針等に基づいて、有価証券の売買やヘッジ取引を執行するとともに、オペレーション実績およびリスクと損益の状況を日次で経営およびリスク管理部署に対して報告しております。

2. リスク管理部署における管理・報告

リスク管理部署は、保有する市場リスクを的確に把握し、経営体力に見合った適切なリスク量に抑制することを目的として、統計的な手法によりリスク量を計量するとともに、定期的にリスクと損益の状況を経営会議に報告しております。

3. 金利リスクの計量

(1) 内部モデル (VaR)

金利リスク量については、データ観測期間 5 年、信頼区間 99%、保有期間 1 年を前提条件とする分散・共分散法により計量した VaR を日次で把握・管理しております。また、分散・共分散法により計量した VaR を補完することを目的として、過去 20 年のデータに基づいたヒストリカルシミュレーション法による VaR および期待ショートフォールも月次で把握し、経営会議に報告しております。

(2) 健全性規制 (EVE・ NII)

銀行勘定の金利リスク (以下「IRRBB(*1)」といいます。) については、月次で EVE(*2)・ NII(*3)の計量および重要性テスト(*4)を実施し、当該結果を経営会議に報告しております

(*1) Interest Rate Risk in the Banking Book

銀行勘定のすべての金利感応資産・負債取引に係る金利リスクをいいます。

(*2) Economic Value of Equity

金利ショックに対する経済的価値の減少額をいいます。

(*3) Net Interest Income

金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額をいいます。

(*4)重要性テスト

EVE の最大値の自己資本額に対する比率が規制上の基準値に収まっていることを確認するもの。

■ 流動性リスク

基本方針

当社では、流動性リスクを「運用と調達期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難となる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

流動性リスクが経営の存続および金融システム全体にとって最も基本的かつ重要な管理対象リスクであるという認識のもと、全ての経営戦略に先立って安定的な資金繰りの達成を目指しております。

流動性リスク管理体制

流動性リスク管理体制については、流動性リスクに関する基本的な方針を取締役会で決定するとともに、具体的な対応については平常時および緊急時に区分して行っております。

1. 平常時における管理

平常時においては、運用調達構造管理と資金運調ギャップ管理を行い、定期的に ALM 委員会、経営会議および取締役会に報告しております。

(1) 運用調達構造管理

運用調達構造管理については、運用調達の両面から流動性の評価を行うとともに、調達可能時点と金額および担保差入可能額等の流動性確保状況を把握・管理しております。

(2) 資金運調ギャップ管理

資金運調ギャップ管理については、短期調達への過度な依存および調達期日の集中等による資金繰りの不安定化を回避するため、調達力・調達環境等に基づき、資金運調ギャップに限度等を設定しております。

2. 緊急時における管理

資金繰りに影響を及ぼす事象・情報等を認識した場合は、流動性リスクの状況の把握・分析を行うとともに、流動性対策委員会において協議します。緊急時に際しては、流動性対策委員会において「流動性リスク・コンティンジェンシー・プラン」に則り、認定要素に応じた緊急レベルの認定を行うとともに、緊急レベル別対応策の実施を協議します。

■ オペレーショナルリスク

当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクおよびレピュテーションリスクの全てを含む幅広いリスクと考え、管理体制および管理方法をリスク項目ごとに定めております。

事務リスク管理体制

当社では、事務リスクを「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまや当社が損失を被るリスク」と定義しております。

事務リスクについては、事務処理の誤りが社会的影響を与える可能性があるとの認識のもと、事務ミス・不正行為を未然に防ぐことを目的として事務リスク管理体制を構築しております。

具体的には、事務マニュアルを整備して、事務品質の堅確化・均質化を図るとともに、内部統制の観点から事務処理過程において相互牽制が有効に機能する体制の確立を図っております。また、顕在化した事務リスクについては、「事務リスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議に報告を行い、事務リスク管理の強化を図っております。

システムリスク管理体制

当社では、システムリスクを「コンピュータシステムの停止や誤作動等のシステムの不備およびコンピュータが不正に使用されること等により、お客さまや当社が損失を被るリスク」と定義しております。

システムリスクを単にシステムの問題・技術的な問題として捉えるのではなく、現在および将来の経営基盤にかかわるものという認識のもと、全社的なマネジメントとして総合的なシステムリスク管理体制を構築しております。

具体的には、「システム管理規程」に則り、システムの運用・管理に係る手続きについて、システムに関するデータの機密性、完全性および可用性の確保を図るとともに、安全で円滑なシステムの運用を図っております。また、顕在化したシステムリスクについては、「システムリスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議に報告を行い、システムリスク管理の強化を図っております。

万一の場合に備えて「業務継続規程」を制定するとともに、システム障害訓練の実施に取り組み、その充実に努めております。

法務リスク管理体制

当社では、法務リスクを「法令や契約等に反すること、不適切な契約を締結することおよびその他の法的原因により当社が損失を被るリスク」と定義しております。

法務リスクの顕在化回避、顕在化した法務リスクの極小化および顕在化した法務リスクの適切な分析と再発防止等を図ることを目的とした法務リスク管理体制を構築しております。

具体的には、「リーガルチェック実施要領」に則り、当社が提供する商品および当社が行う業務等についてのリーガルチェックの процедуруを定め、当社が被るおそれのある法務リスクを低減させる体制の確立を図っております。また、顕在化した法務リスクについては、「法務リスク管理の基本方針」に則り、状況の把握と原因分析、リスク極小化のための対応、再発防止策の策定を行うとともに、これら一連の対応策について経営会議への報告を行い、法務リスク管理の強化を図っております。

有形資産リスク管理体制

当社では、有形資産リスクを「自然災害、社会インフラの停止、テロ等の外部事象の発生または資産管理の瑕疵などの結果、有形資産の毀損や執務環境の質の低下などにより当社が損失を被るリスク」と定義しております。

有形資産リスクが顕在化した場合の損害は甚大なものとなる可能性があり、現在および将来の経営基盤に大きな影響を与えるという認識のもと、有形資産リスク管理体制を構築しております。

具体的には、有形資産リスクの所在・規模・性質を適時かつ的確に把握するとともに、完全に削減することは不可能であることを認識し、顕在化した場合に備えた「業務継続規程」を制定しております。また、有形資産リスクの管理状況については、「有形資産リスク管理の基本方針」に則り、定期的に有形資産リスク管理部署の担当役員に報告するとともに、経営に重大な影響を与えるまたはお客さまの利益が著しく阻害される事案については、直ちに経営会議に報告する体制を構築しております。

人的リスク管理体制

当社では、人的リスクを「人事運営上の不公平・不公正や差別的行為による人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況・職場・安全環境等により、当社が損失を被るリスク」と定義しております。

人材は重要な経営資源であり、人的リスクの顕在化は、業務運営に大きな影響を与えるという認識のもと、人的リスク管理体制を構築しております。

具体的には、日頃から人事運営、就労状況・職場環境等の改善に努めております。また、人的リスクの管理状況については、「人的リスク管理の基本方針」に則り、定期的に人的リスク管理部署の担当役員に報告するとともに、経営に重大な影響を与える事案については、直ちに経営会議に報告する体制を構築しております。

レピュテーションリスク管理体制

当社では、レピュテーションリスクを「当社および日証金グループ企業の営業活動に関連して現実に生じたリスク事象や当社および日証金グループ企業に対する否定的な風説等が報道されることなどにより当社の信用、顧客基盤、収益機会等が毀損するリスク」と定義しております。

レピュテーションリスクについては、リスク顕在化時の適切な対応が極めて重要であるという認識のもと、その所在・規模・性質を適時かつ的確に把握して適切な対応を行うべく、レピュテーションリスク管理体制を構築しております。

具体的には、レピュテーションリスクに係る情報を把握した場合は、レピュテーションリスク管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて経営会議において対応策を協議する体制を構築しております。

オペレーショナルリスクの計量方法

オペレーショナルリスクの計量については、「標準的計測手法」により行っております。

当社では、このリスク量についてはリスク資本の配賦に際して自己資本から控除しております。

□ 報酬等に関する事項

■ 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

I. 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲は、以下のとおりです。

1. 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

2. 「対象従業員等」の範囲

対象従業員等は、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち「高額の報酬等を受ける者」で、「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等であります。なお、当社の従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(1) 「主要な連結子法人等」の範囲

当社には、該当する連結子法人等はありません。

(2) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、役員報酬の総額を役員数により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(3) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

II. 対象役職員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

■ 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針は定めておりません。

■ 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

区分	人数 (名)	報酬等の総額(百万円)							
		固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金	
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション		基本報酬	賞与		
対象役員 (除く社外監査役)	6	89	89	89	-	-	-	-	-

■ 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。

□ 事業の概況

■ 金融経済環境

当期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の日本経済は、海外経済が緩やかな成長を続ける中、堅調な企業業績や賃金上昇が続く下での個人消費の持ち直しを背景に緩やかな回復となりました。

株式市場の動向をみますと、期初40,646円で始まった日経平均株価は、円安傾向が続く中で堅調に推移し、7月初に42,224円と史上最高値を更新しましたが、日本銀行が利上げを行った直後の8月初に史上最大の下げ幅（4,451円）を記録して31,156円まで下落しました。その後は徐々に持ち直し、期中後半は38,000円～39,000円台で推移し12月下旬には一時4万円台を回復しました。もっとも、年明け後は米国新政権の通商政策をめぐる不透明感が台頭、株価は2月半から下落に転じ、当期末は35,617円で取引を終えました。

この間、期初から0.07%台で推移していた短期金利（無担保コール翌日物）は、日本銀行の利上げを受けて8月以降は0.22%台、さらに1月後半以降は0.47%台で推移しました。また、期初0.74%で始まった10年利付国債利回りは、日本銀行による金融政策の正常化が進む下での金利先高観の強まりを背景に期中後半から上昇傾向を辿り、期末日近辺には1.5%台後半まで上昇する場面も見られました。

■ 事業の経過および成果

このような金融経済環境のなか、当社の事業の経過および当期の業績は次のとおりとなりました。

I. 信託業務

信託業務の期末残高をみますと、有価証券信託が754億円（前期比91億円減）と小幅の減少となりましたが、金銭信託以外の金銭の信託が1兆8,633億円（同638億円増）、特定金銭信託が3兆6,238億円（同5,657億円増）とそれぞれ増加し、これら3つを合わせた受託残高では5兆5,625億円（同6,203億円増）となりました。

主力の後2者について特徴点をあげますと、金銭信託以外の金銭の信託については、顧客分別金信託が株式市場の堅調等を背景に増加しました。特定金銭信託については、ストラクチャード商品に係る信託であるABL信託の新規受託が好調に推移したほか、非法定の管理型信託の個別対応案件も増加しました。

信託業務において受託した財産につきましては、委託者の指図に基づき運用を行っています。その主なものの期末残高をみますと、有価証券が3兆929億円（前期比5,929億円増）、現預金が1兆4,985億円（同3,672億円増）、コール市場での運用残高が3,029億円（同1,782億円減）、銀行勘定貸が5,759億円（同1,641億円減）となりました。なお、信託財産のうち元本補填契約のある信託はありません。

II. 銀行業務

貸出業務につきましては、金融商品取引業者等および政府向けの短期貸出を中心にっており、貸出金の当期末残高は前期比2,696億円減少の1,822億円となりました。

有価証券投資業務につきましては、国債、政府保証債など安全性、流動性の高い債券を中心にっており、有価証券の期末残高は前期比1,430億円減少の2,714億円となりました。なお、その大半についてはアセットスワップを活用して金利リスクを抑制しております。

III. 損益状況

当期の損益状況をみますと、信託報酬が顧客分別金信託やABL信託を中心とした残高伸長等から16億90百万円と前期比1億8百万円の増加となり最高額

を更新しました。また、マイナス金利解除に伴い資金運用収益が 40 億 25 百万円と前期比 24 億 68 百万円増加したこと等から、経常収益は 57 億 39 百万円と前期比では 23 億 84 百万円の増加となりました。

一方経常費用は、上記と同様にマイナス金利解除による資金調達費用の増加や国債等債券売却損の増加により、39 億 83 百万円と前期比 24 億 84 百万円の増加となりました。

以上の結果、当期の経常利益は 17 億 55 百万円と前期比では 99 百万円の減少、当期純利益は、12 億 26 百万円と前期比では 60 百万円の減少となりました。

IV. 当社が対処すべき課題

2025 年度は第 7 次中期経営計画（2023 年度～2025 年度）の最終年度となります。同計画に定める以下の基本方針の下、当社の企業ビジョンの実現と企業価値の向上に努め次期中計につなげてまいります。

1. 信託業務については、各種保全信託および ABL 信託等の管理型信託の取引ネットワークをさらに強化して自律的な拡大メカニズムを確かなものとし、実績を通じて日証金グループにおける中核ビジネスの 1 つとしての信託業務の位置づけを明らかにする。
2. 貸出業務については、グループ取引先の資金繰り支援および資本市場における優良企業の資金需要への対応を中心に運営し、与信業務面からも当社の取引ネットワークを強化する。
3. 資金証券業務については、当社の企業価値向上の重要な部分を担う業務として位置づけ、適切なリスク管理の下で安定的な収益の稼得に取り組む。
4. 内部統制とガバナンスの体制を強固なものとし、その下で基幹システムの円滑な開発、運行を実現し、人的資源を充実させる。

□ 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

指 標	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	2,813	2,962	3,366	3,354	5,739
経常利益	1,254	1,385	1,415	1,855	1,755
当期純利益	856	1,023	975	1,287	1,226
資本金	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
発行済株式の総数	400千株	400千株	400千株	400千株	400千株
純資産額	27,187	30,426	27,911	27,026	24,401
総資産額	1,517,944	1,557,744	1,758,123	1,360,088	918,913
預金残高	—	—	—	—	—
貸出金残高	727,856	532,625	509,827	451,873	182,233
有価証券残高	481,593	520,088	441,156	414,540	271,444
自己資本比率	79.73%	78.68%	86.50%	81.12%	104.83%
配当性向	35.0%	86.6%	421.5%	99.9%	99.9%
従業員数	40人	41人	41人	42人	42人

(注)従業員数は、嘱託および臨時雇用者等を含んでおりません。

【信託財産の状況】

(単位:百万円)

指 標	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
信託報酬	1,094	1,316	1,398	1,581	1,690
貸出金残高	120	280	2,399	1,623	1,474
有価証券残高	723,240	1,090,784	1,827,901	2,499,952	3,092,930
電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高	—	—	—	—	—
暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高	—	—	—	—	—
電子記録移転有価証券表示権利等残高	—	—	—	—	—
信託財産額	2,923,096	3,170,907	3,881,458	4,942,241	5,562,599

□ 財務諸表

【財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性について】

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性について

日証金信託銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2025年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて下記の事項を確認いたしました。

- 1 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、他の業務部門から独立した業務監査部による内部監査を実施し、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制および手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

日証金信託銀行株式会社
取締役社長 西田 泰

【財務資料に関する会計監査人の監査について】

2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日）および2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日）に係る貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、当社の会計監査人である東陽監査法人の監査を受け、法令および定款に従い、会社の財産ならびに損益の状況を適正に表示していると認める監査報告書を受領しております。

【金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明について】

当社は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく公認会計士または監査法人の監査証明は受けておりません。

【自己資本比率の算定に関する外部監査について】

当社は、単体自己資本比率の算定に関する外部監査は受けておりません。

【貸借対照表】

(単位:百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(資 産 の 部)		
現 金 預 け 金	466,563	446,297
現 金	(0)	(0)
預 け 金	(466,563)	(446,297)
コ ー ル ロ ー ン	20,000	10,000
有 価 証 券	414,540	271,444
国 債	(75,543)	(75,263)
地 方 債	(55,337)	(49,407)
社 債	(283,654)	(146,768)
株 式	(4)	(4)
そ の 他 の 証 券	(1)	(1)
貸 出 金	451,873	182,233
証 書 貸 付	(447,373)	(176,733)
当 座 貸 越	(4,500)	(5,500)
そ の 他 資 産	6,852	7,911
前 払 費 用	(6)	(10)
未 収 収 益	(877)	(1,636)
金 融 派 生 商 品	(4,435)	(2,016)
中央清算機関差入証拠金	(1,430)	(3,955)
そ の 他 の 資 産	(103)	(292)
有 形 固 定 資 産	53	48
建 物	(29)	(26)
その他の有形固定資産	(24)	(21)
無 形 固 定 資 産	236	184
ソ フ ト ウ ェ ア	(218)	(179)
ソフトウェア仮勘定	(17)	(4)
繰 延 税 金 資 産	-	857
貸 倒 引 当 金	▲31	▲65
資 産 の 部 合 計	1,360,088	918,913

【貸借対照表】

(単位:百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(負 債 の 部)		
コ ー ル マ ネ ー	202,300	55,000
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	74,134	46,834
借 用 金	311,000	212,000
借 入 金	(311,000)	(212,000)
信 託 勘 定 借	740,130	575,934
そ の 他 負 債	4,657	4,442
未 払 法 人 税 等	(399)	(305)
未 払 費 用	(232)	(181)
前 受 収 益	(-)	(1)
金 融 派 生 商 品	(-)	(936)
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	(3,972)	(2,975)
未 払 金	(47)	(37)
そ の 他 の 負 債	(6)	(4)
賞 与 引 当 金	65	67
退 職 給 付 引 当 金	208	232
繰 延 税 金 負 債	564	-
負 債 の 部 合 計	1,333,062	894,511
(純 資 産 の 部)		
資 本 金	14,000	14,000
資 本 剰 余 金	3,932	3,932
資 本 準 備 金	(3,932)	(3,932)
利 益 剰 余 金	7,408	7,939
利 益 準 備 金	(1,238)	(1,377)
そ の 他 利 益 剰 余 金	(6,170)	(6,562)
繰 越 利 益 剰 余 金	(6,170)	(6,562)
株 主 資 本 合 計	25,341	25,872
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲1,391	▲2,214
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,077	743
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,685	▲1,471
純 資 産 の 部 合 計	27,026	24,401
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	1,360,088	918,913

【損益計算書】

(単位:百万円)

科 目	2024年3月期	2025年3月期
経常収益	3,354	5,739
信託報酬	1,581	1,690
資金運用収益	1,556	4,025
貸出金利息	(34)	(362)
有価証券利息配当金	(1,016)	(1,220)
コールローン利息	(2)	(25)
預け金利息	(333)	(1,998)
金利スワップ受入利息	(170)	(416)
その他の受入利息	(▲0)	(0)
役員取引等収益	13	18
その他の役員収益	(13)	(18)
その他業務収益	116	3
国債等債券売却益	(116)	(3)
その他経常収益	85	1
貸倒引当金戻入益	(84)	(-)
その他の経常収益	(1)	(1)
経常費用	1,499	3,983
資金調達費用	103	1,709
コールマネー利息	(▲21)	(799)
債券貸借取引支払利息	(11)	(172)
借入金利息	(103)	(291)
短期社債利息	(0)	(-)
その他の支払利息	(9)	(446)
役員取引等費用	33	77
その他の役員費用	(33)	(77)
その他業務費用	132	907
国債等債券売却損	(132)	(907)
営業経費	1,231	1,254
その他経常費用	0	34
貸倒引当金繰入額	(-)	(34)
その他の経常費用	(0)	(0)
経常利益	1,855	1,755
税引前当期純利益	1,855	1,755
法人税、住民税及び事業税	566	529
法人税等調整額	0	▲0
法人税等合計	567	529
当期純利益	1,287	1,226

【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

2024年3月期	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	14,000	3,932	3,932	924	6,762	7,687	25,620
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	-	1,287	1,287	1,287
剰余金の配当	-	-	-	313	▲1,880	▲1,567	▲1,567
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	313	▲592	▲279	▲279
当期末残高	14,000	3,932	3,932	1,238	6,170	7,408	25,341

2024年3月期	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲568	2,860	2,291	27,911
当期変動額				
当期純利益	-	-	-	1,287
剰余金の配当	-	-	-	▲1,567
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	▲823	216	▲606	▲606
当期変動額合計	▲823	216	▲606	▲885
当期末残高	▲1,391	3,077	1,685	27,026

(単位:百万円)

2025年3月期	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	14,000	3,932	3,932	1,238	6,170	7,408	25,341
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	-	1,226	1,226	1,226
剰余金の配当	-	-	-	139	▲834	▲695	▲695
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	139	392	531	531
当期末残高	14,000	3,932	3,932	1,377	6,562	7,939	25,872

2025年3月期	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲1,391	3,077	1,685	27,026
当期変動額				
当期純利益	-	-	-	1,226
剰余金の配当	-	-	-	▲695
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	▲822	▲2,333	▲3,156	▲3,156
当期変動額合計	▲822	▲2,333	▲3,156	▲2,624
当期末残高	▲2,214	743	▲1,471	24,401

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

科 目	2024年3月期	2025年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,855	1,755
減価償却費	97	72
貸倒引当金の増減(▲)	▲84	34
賞与引当金の増減(▲)	6	1
退職給付引当金の増減(▲)	22	24
資金運用収益	▲1,556	▲4,025
資金調達費用	103	1,709
有価証券関係損益(▲)	3,723	6,466
固定資産除却損益(▲)	0	0
貸出金の純増(▲)減	57,954	269,639
借入金の純増減(▲)	121,100	▲99,000
コールローンの純増(▲)減	▲20,000	10,000
コールマネーの純増減(▲)	▲277,700	▲147,300
債券貸借取引受入担保金の純増減(▲)	▲108,996	▲27,299
信託勘定借の純増減(▲)	▲131,204	▲164,196
資金運用による収入	1,369	3,273
資金調達による支出	10	▲1,769
その他	▲868	▲3,726
小 計	▲354,165	▲154,340
法人税等の支払額	▲465	▲620
営業活動によるキャッシュ・フロー	▲354,631	▲154,960
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲80,297	▲85,669
有価証券の売却による収入	102,004	221,075
有形固定資産の取得による支出	▲0	▲1
無形固定資産の取得による支出	▲17	▲14
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,688	135,389
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	▲1,567	▲695
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲1,567	▲695
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減(▲)額	▲334,510	▲20,265
現金及び現金同等物の期首残高	801,073	466,563
現金及び現金同等物の期末残高	466,563	446,297

□個別注記表

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的債券 移動平均法による償却原価法(定額法)によって行っております。
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法により行っております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - 以外のもの
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により行っております。
- 2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く。)
有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年~46年
そ の 他 5年~20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く。)
無形固定資産は、定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年~7年)に基づいて償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績率の平均値または各債務者に付与した社内格付毎の倒産確率に基づき損失率を求め、これに必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定、リスク管理部署が二次査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 5 収益の計上基準
収益の計上は、金融商品取引会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

当社は、信託契約に基づき、受託する信託財産を管理・運用する義務を負っており、主として期中元本平均残高等に対する一定割合または信託契約にて定める固定報酬額について期間の経過とともに履行義務が充足されるため、信託期間にわたり収益として認識しております。

なお、これらの対価の額には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

6 ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「金融商品に関する会計基準」等に規定する繰延ヘッジによっております。なお、繰延ヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ手法に高い有効性が見込まれることから、有効性の評価は省略しております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金及び「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	- 百万円
危険債権額	- 百万円
要管理債権額	- 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
小計額	- 百万円
正常債権額	182,547 百万円
合計額	182,547 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 255,576 百万円

貸出金 174,795 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 46,834 百万円

日銀借入金 201,000 百万円

この他、信託業法第 11 条に規定する供託金として、現金 25 百万円を差し入れております。

4 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,150 百万円であります。また、これらの契約はすべて原契約期間が 1 年以内であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当社が実行申込を受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5 関係会社に対する金銭債権総額 12 百万円

6 関係会社に対する金銭債務総額 41,247 百万円

7 有形固定資産の減価償却累計額 133 百万円

8 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、139 百万円であります。

(損益計算書関係)

- 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 関係会社との取引による収益
資金運用取引による収益総額 40 百万円
役務取引等に係る収益総額 44 百万円
- 3 関係会社との取引による費用
資金調達取引による費用総額 142 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 17 百万円
- 4 関連当事者との取引に関する事項
開示該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

- 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当社の発行済株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式	400	-	-	400	
普 通 株 式	400	-	-	400	
合 計	400	-	-	400	

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	695,000	1,737.50	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	1,226,000	利益剰余金	3,065	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 26 日

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の銀行業務においては、貸出等の与信業務および資金証券業務を行っております。資金証券業務においては、有価証券の運用業務として国債、地方債、公社公団債、政府保証債などを中心とした安全性・流動性の高い商品を対象とし、運用しております。また資金調達につきましては、信託勘定から振替わった信託勘定借による調達が半分程度を占めております。

これらの業務に関しましては、各々の業務に係るリスクのモニタリングを行うとともに、金利等の変動による不利な影響が生じないよう資産および負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として入札方式による中央政府向け貸出およびその他の与信ならびに ALM 金利シナリオに沿った、国債、地方債、公社公団債、政府保証債などを中心とした安全性・流動性の高い有価証券投資であります。

貸出金等につきましては、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに、有価証券については、発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

またコールマネー、借入金等の調達は、一定の環境下で当社が市場を利用できなくなる場合等の流動性リスクに晒されております。

当社は金利リスクコントロール（ALM）の一環として、固定金利の貸出金・債券・借入金をヘッジ対象とする金利スワップ取引を実施しております。ALM 目的として保有するデリバティブ取引はヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象である資産・負債との対応状況が適切であるか、その有効性を定期的に検証しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営の健全性を確保するために、リスク管理体制の整備・強化を重要課題と位置付けており、取締役会で「リスク管理の基本方針」を策定し、その中でリスクごとの基本方針等を定めております。これに基づき、各種リスクの具体的な管理方法の制定および管理体制を整備し、リスク統括部がリスクの統合的管理を行っております。

リスク統括部は、リスクの測定およびモニタリング、情報の収集・分析ならびにリスク状況の経営会議等への報告等を行うことにより、適正なリスクマネジメントの実践に努めております。

信用リスクの管理

当社の信用リスク管理体制は、信用リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および投融資委員会の 2 つの会議体を中心に成り立っております。当社の信用リスク管理の方針として、個別審査およびポートフォリオ管理の 2 つのアプローチを通じてすべての与信取引について信用リスクを的確に把握し、リスクに見合った適正な引当の計上と収益の確保、損失発生抑制を図っております。

信用リスク量は、信頼区間 99%、保有期間 1 年、業種相関を考慮した標準正規乱数 50 万回のモンテカルロシミュレーション法により計量した VaR を日次で把握、管理するとともに、これを補完することを目的として月次で様々なストレステストによるリスク指標を把握、管理することで与信額上位先（業種等）の信用度悪化時の対応にも努めております。

市場リスクの管理

当社の市場リスク管理体制は、基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および ALM 委員会の 2 つの会議体を中心に成り立っております。市場リスク管理の方針として、リスク量をリスクキャピタルの配賦額限度内にコントロールするとともに、損失が経営体力および期間収益に与える影響を一定の範囲内にとどめるべく、損失限度管理およびロスカットルールによる管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報

当社は、すべての資産・負債を対象として市場リスク額（金利リスク、価格変動リスク）の算出を行っております。

市場リスク量は、信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年で分散・共分散法により計量した VaR を日次で把握、管理するとともに、計測モデルの正確性を検証するためにバックテストを実施しております。

また、これを補完することを目的として月次で過去 20 年の市場データに基づいたヒストリカルシミュレーション法により計量した VaR および期待ショートフォールも把握・活用しており、ストレステストによるリスク指標を把握、管理することで市場急変時の対応にも努めております。

流動性リスクの管理

当社の流動性リスク管理体制は、流動性リスクに関する基本的な方針を決定する取締役会に加えて、経営会議および ALM 委員会の 2 つの会議体を中心に成り立っており、対応についての具体的な枠組みは、平常時および緊急時に区分しております。流動性リスクの方針において、流動性リスクが経営の存続および金融システム全体にとって最も基本的かつ重要な管理対象リスクであるという認識の下、すべての経営戦略に先立って安定的な資金繰りの達成を目的としております。

(4) 金融商品の時価に関する補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等による場合には当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金、信託勘定借およびその他資産・負債のうち金融商品に該当するものは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券	271,444	271,444	-
貸出金	182,233		
貸倒引当金(1)	56		
貸出金計	182,177	182,166	10
資産計	453,621	453,610	10
借入金	212,000	206,636	5,363
負債計	212,000	206,636	5,363
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	1,080	1,080	-
デリバティブ取引計	1,080	1,080	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブの取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(1)	4
組合出資金(2)	1

(1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金預け金	446,297	-	-	-
コールローン	10,000	-	-	-
有価証券 (その他有価証券のうち満期があるもの)	92,853	99,733	33,900	48,600
貸出金	180,910	1,060	263	-
中央清算機関差入証拠金	3,955	-	-	-
合計	734,016	100,793	34,163	48,600

(注3) 借入金およびその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
コールマネー	55,000	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	46,834	-	-	-
借入金	8,000	203,000	1,000	-
信託勘定借	575,934	-	-	-
金融商品等受入担保金	2,975	-	-	-
合計	688,743	203,000	1,000	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	75,263	196,175	-	271,439
国債・地方債	75,263	49,407	-	124,670
社債	-	146,768	-	146,768
デリバティブ取引	-	2,016	-	2,016
金利関連	-	2,016	-	2,016
資産計	75,263	198,192	-	273,456
デリバティブ取引	-	936	-	936
金利関連	-	936	-	936
負債計	-	936	-	936

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	174,795	7,371	182,166
資産計	-	174,795	7,371	182,166
借入金	-	206,636	-	206,636
負債計	-	206,636	-	206,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に国債が含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。これらの時価の算定にあたっては信用リスクを考慮しており、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2に分類しております。

負債

借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、取引ごとに元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。これらの時価算定にあたっては観察できないインプットを用いていない場合、又は、その影響が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭取引による金利スワップであり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法を利用して時価を算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2025 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	52,836	51,893	942
	(国債)	28,889	27,968	921
	(地方債)	-	-	-
	(社債)	23,946	23,925	21
	小計	52,836	51,893	942
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	218,603	222,775	4,172
	(国債)	46,374	48,943	2,569
	(地方債)	49,407	49,702	294
	(社債)	122,821	124,129	1,308
	小計	218,603	222,775	4,172
合 計		271,439	274,669	3,229

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	42,855	3	907
(国 債)	42,855	3	907
(地 方 債)	-	-	-
(社 債)	-	-	-
合 計	42,855	3	907

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位 : 百万円)

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	20
賞与引当金	20
減価償却償却超過額	26
退職給付引当金	73
その他有価証券評価差額金	1,312
繰延ヘッジ損益	834
その他	39
繰延税金資産合計	2,326
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	297
繰延ヘッジ損益	1,171
繰延税金負債合計	1,468
繰延税金資産 (負債) の純額	857

2. 「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。これにより、当事業年度の繰延税金資産は22百万円増加、その他有価証券評価差額金は26百万円増加、繰延ヘッジ損益は6百万円減少、法人税等調整額は2百万円増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	61,004円40銭
1株当たりの当期純利益金額	3,066円81銭

□ 主要な業務の状況を示す指標

当社は、国際業務を設けておりませんので、国内業務部門のみの指標となっております。

【部門別損益の内訳】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
資金運用収支	1,453	2,315
役務取引等収支	1,562	1,632
その他業務収支	▲15	▲904
業務粗利益	3,000	3,043

【業務粗利益率】

種 類	2024年3月期	2025年3月期
業務粗利益率	0.16%	0.20%

【業務純益】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
業務純益	1,769	1,754
実質業務純益	1,769	1,788
コア業務純益	1,784	2,692
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,784	2,692

【利益率】

指 標	2024年3月期	2025年3月期
総資産経常利益率	0.11%	0.14%
資本経常利益率	7.43%	7.07%
総資産当期純利益率	0.08%	0.09%
資本当期純利益率	5.15%	4.94%

■ 資金運用収支の内訳

【資金運用勘定】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
平均残高	1,597,803	1,251,246
利息	1,556	4,025
受取利息増減	▲48	2,468
利回り	0.08%	0.27%

【資金調達勘定】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
平均残高	1,574,998	1,226,419
利息	103	1,709
支払利息増減	▲293	1,606
利回り	0.00%	0.10%

【総資金利鞘】

	2024年3月期	2025年3月期
総資金利鞘	0.02%	0.09%

■ 預金に関する指標

【預金・譲渡性預金の平均残高】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
流動性預金	-	-
定期性預金	-	-
その他	0	0
譲渡性預金	-	-
合計	-	-

【定期預金の残存期間別残高】

残高はございません。

■ 貸出金等に関する指標**【貸出金の科目別平均残高】**

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
証書貸付	588,301	172,834
当座貸越	3,068	2,870
合計	591,370	175,705

【貸出金の担保種類別残高】

(単位:百万円)

受入担保の種類	2024年3月末	2025年3月末
保証	-	-
信用	451,873	182,233
合計	451,873	182,233

【貸出金の使途別残高】

(単位:百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
設備資金	1,315	1,938
運転資金	450,558	180,295
合計	451,873	182,233

【貸出金の残存期間別残高】

(単位:百万円)

期 間	2024年3月末	2025年3月末
1年以下	445,776	180,910
1年超 3年以下	5,322	1,030
3年超 5年以下	527	30
5年超 7年以下	151	146
7年超	95	117
期間の定めのないもの	-	-
合 計	451,873	182,233
うち固定金利		
1年以下	-	-
1年超 3年以下	4,795	500
3年超 5年以下	500	-
5年超 7年以下	-	-
7年超	-	-
期間の定めのないもの	-	-
うち変動金利		
1年以下	-	-
1年超 3年以下	527	530
3年超 5年以下	27	30
5年超 7年以下	151	146
7年超	95	117
期間の定めのないもの	-	-

残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

【中小企業に対する貸出金の残高および総額に占める割合】

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
中小企業等貸出金残高(A)	2,815	3,438
貸出金総額(B)	451,873	182,233
比率 (A)／(B)	0.62%	1.88%

【貸出金の業種別残高および総額に占める割合】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末		2025年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運輸業	-	-	-	-
金融・保険業	4,500	0.99%	5,500	3.01%
不動産業	1,315	0.29%	1,938	1.06%
中央政府 (政府保証含む)	446,058	98.71%	174,795	95.91%
合計	451,873	100.00%	182,233	100.00%

【特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高】

該当ありません。

【預貸率】

該当ありません。

【預証率】

該当ありません。

■ リスク管理債権残高および金融再生法に基づく資産査定額

(単位:億円)

債権の区分	2024年3月末	2025年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
(三月以上延滞債権)	(-)	(-)
(貸出条件緩和債権)	(-)	(-)
正常債権	4,519	1,825
合計	4,519	1,825

※ 単位未満は四捨五入しております。

■ 貸倒引当金残高および期中増減額

(単位:百万円)

貸倒引当金	2024年3月末	2025年3月末
一般貸倒引当金	31	65
(前期末比増減)	(▲84)	(34)
個別貸倒引当金	-	-
(前期末比増減)	(-)	(-)
合計	31	65

■ 貸出金償却額

該当ありません。

■ 有価証券に関する指標

【有価証券の種類別残高】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
国債	75,543	75,263
地方債	55,337	49,407
社債	283,654	146,768
株式	4	4
その他	1	1
合計	414,540	271,444

【有価証券の種類別平均残高】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月期	2025年3月期
国債	78,260	83,813
地方債	60,859	49,961
社債	313,695	208,686
株式	4	4
その他	1	1
合計	452,820	342,467

【商品有価証券】

該当ありません。

【有価証券の種類別残存期間別残高】

(単位:百万円)

種 類		2024年3月末	2025年3月末
国 債	1年以下	-	-
	1年超 3年以下	-	-
	3年超 5年以下	-	-
	5年超 7年以下	-	6,239
	7年超 10年以下	30,493	23,533
	10年超	45,050	45,490
	期間の定めのないもの	-	-
	小 計	75,543	75,263
地方債	1年以下	16,573	27,135
	1年超 3年以下	34,582	10,457
	3年超 5年以下	4,181	11,814
	5年超 7年以下	-	-
	7年超 10年以下	-	-
	10年超	-	-
	期間の定めのないもの	-	-
	小 計	55,337	49,407
社 債	1年以下	161,686	65,481
	1年超 3年以下	94,238	52,987
	3年超 5年以下	27,238	23,204
	5年超 7年以下	490	3,650
	7年超 10年以下	-	1,445
	10年超	-	-
	期間の定めのないもの	-	-
	小 計	283,654	146,768
株 式	1年以下	-	-
	1年超 3年以下	-	-
	3年超 5年以下	-	-
	5年超 7年以下	-	-
	7年超 10年以下	-	-
	10年超	-	-
	期間の定めのないもの	4	4
	小 計	4	4
その他	1年以下	-	-
	1年超 3年以下	-	-
	3年超 5年以下	-	-
	5年超 7年以下	-	-
	7年超 10年以下	-	-
	10年超	-	-
	期間の定めのないもの	1	1
	小 計	1	1
合 計		414,540	271,444

■ 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当ありません。

【満期保有目的の債券で時価のあるもの】

該当ありません。

【市場価格のない株式等及び組合出資金】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
非上場株式	4	4
出資証券	1	1
合計	5	5

※ 当項目につきましては、注記事項でございます金融商品関係をご参照ください。

【その他有価証券で時価のあるもの】

(単位:百万円)

種 類		2024年3月末	2025年3月末	
債 券	国 債	取得原価	76,575	76,911
		貸借対照表計上額	75,543	75,263
		評価差額	▲1,031	▲1,648
		うち益	2,640	921
		うち損	▲3,671	▲2,569
	地方債	取得原価	55,504	49,702
		貸借対照表計上額	55,337	49,407
		評価差額	▲167	▲294
		うち益	-	-
		うち損	▲167	▲294
	社 債	取得原価	284,461	148,055
		貸借対照表計上額	283,654	146,768
		評価差額	▲806	▲1,286
		うち益	0	21
		うち損	▲807	▲1,308
その他	取得原価	-	-	
	貸借対照表計上額	-	-	
	評価差額	-	-	
	うち益	-	-	
	うち損	-	-	
合 計	取得原価	416,541	274,669	
	貸借対照表計上額	414,535	271,439	
	評価差額	▲2,005	▲3,229	
	うち益	2,641	942	
	うち損	▲4,647	▲4,172	

※ 貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

【金銭の信託の保有目的別内訳】

該当ありません。

【電子決済手段の保有状況】

該当ありません。

【暗号資産の保有状況】

該当ありません。

■ デリバティブ取引関係

【ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引】

当社はヘッジを目的とした金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2024年3月末			2025年3月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ受取変動・支払固定	その他有価証券	410,632	238,486	4,081	275,086	182,233	2,994
	金利スワップ受取固定・支払変動	借入金	222,800	123,800	353	138,800	138,800	▲1,913

(注)

- 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
- 時価の算定
割引現在価値により算定した価額によっております。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている資産および負債と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。
(詳細は個別注記表「(金融商品関係)2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」をご覧ください。)

□ 信託業務に関する主要な指標

【信託財産残高表】

(単位:百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(資 産 の 部)		
貸 出 金	1,623	1,474
有 価 証 券	2,499,952	3,092,930
国 債	(1,163,400)	(1,432,099)
地 方 債	(67,529)	(76,814)
社 債	(126,816)	(135,157)
外 国 証 券	(1,142,206)	(1,448,858)
受 託 有 価 証 券	80,583	75,363
金 銭 債 権	-	2,000
そ の 他 債 権	7,492	13,384
コ ー ル ロ ー ン	481,200	302,981
銀 行 勘 定 貸	740,130	575,934
現 金 預 け 金	1,131,259	1,498,532
合 計	4,942,241	5,562,599
(負 債 の 部)		
特 定 金 銭 信 託	3,058,164	3,623,873
金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	1,799,462	1,863,301
有 価 証 券 の 信 託	84,615	75,424
合 計	4,942,241	5,562,599

- ・ 当社は、元本補填契約のある信託、年金信託、財産形成給付信託および貸付信託の取扱残高はございません。
- ・ 次頁にて、金銭信託の受託状況を表示しております。

■ 金銭信託の受託状況

【信託期間別の元本残高】

(単位:百万円)

期 間	2024年3月末	2025年3月末
1年未満	12	10
1年以上 2年未満	14	14
2年以上 5年未満	943	61
5年以上	9,167	7,681
その他のもの	607,665	609,029
合計	617,802	616,796

【貸出金および有価証券による運用状況】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
貸出金	1,623	1,474
有価証券	2,444,933	2,998,034
合計	2,446,556	2,999,508

【貸出金の科目別残高】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
手形貸付	-	-
証書貸付	1,623	1,474
当座貸越	-	-
合計	1,623	1,474

【貸出金の契約期間別残高】

(単位:百万円)

期 間	2024年3月末	2025年3月末
1年以下	-	-
1年超 3年以下	1,623	1,474
3年超 5年以下	-	-
5年超 7年以下	-	-
7年超	-	-
合計	1,623	1,474

【貸出金の担保別内訳】

(単位:百万円)

受入担保の種類	2024年3月末	2025年3月末
有価証券	-	-
債権	-	-
商品	-	-
不動産	373	1,057
その他	-	-
計	373	1,057
保証	-	-
信用	1,249	416
合計	1,623	1,474

【貸出金の使途別内訳】

(単位:百万円)

区 分	2024年3月末	2025年3月末
設備資金	373	1,057
運転資金	1,249	416
合計	1,623	1,474

【貸出金の業種別内訳】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末		2025年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	1,249	76.99%	416	28.25%
不動産業	373	23.00%	1,057	71.74%
合計	1,623	100.00%	1,474	100.00%

【中小企業等に対する貸出金】

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
貸出金総額(A)	1,623	1,474
中小企業等貸出金残高(B)	373	1,057
比率(B)/(A)	23.00%	71.74%

【有価証券の種類別残高】

(単位:百万円)

種 類	2024年3月末	2025年3月末
国債	1,108,381	1,337,203
地方債	67,529	76,814
社債	126,816	135,157
外国証券	1,142,206	1,448,858
合計	2,444,933	2,998,034

【電子決済手段及び暗号資産の種類別残高】

該当ありません。

□ 自己資本の充実の状況

【自己資本の構成に関する事項】

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

(単位:百万円)

項 目	2024年3月末	2025年3月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	24,646	24,646
うち、資本金及び資本剰余金の額	17,932	17,932
うち、利益剰余金の額	7,408	7,939
うち、自己株式の額(▲)	-	-
うち、社外流出予定額(▲)	695	1,226
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	31	65
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	31	65
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	24,677	24,712
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	236	184
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	236	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-

項 目	2024年3月末	2025年3月末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するもの に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す るものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するもの に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す るものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	236	184
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	24,441	24,528
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	24,987	18,073
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額 から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除 した額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	5,141	5,323
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	30,128	23,397
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	81.12%	104.83%

■ 自己資本の充実度に関する事項

【信用リスクに対する所要自己資本の額】

＜標準的手法＞

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
貸出金	88	118
有価証券	702	439
その他	207	161
合計	999	719

【証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の額】

該当ありません。

【CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額】

＜簡便法＞

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	359	92
CVAリスクに対する所要自己資本の額	14	3

【オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額】

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
基礎的手法	205	-
標準的計測手法	-	212
BI(事業規模指標)	-	3,549
BIC(事業規模要素)	-	425

【単体総所要自己資本額】

(単位:百万円)

2024年3月末	2025年3月末
1,205	935

■ 信用リスクに関する事項

【信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高】

(単位:百万円)

2024年3月末		合計	貸出金	有価証券	コミットメント等	その他
地域別・業種別	製造業	4,300	-	4,300	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	29,424	-	29,424	-	-
	情報通信業	6	-	-	-	6
	運輸業	3,343	-	3,343	-	-
	金融・保険業	110,293	4,500	9,614	75,198	20,979
	不動産業	1,353	1,316	-	-	37
	中央政府等	1,282,101	446,058	370,175	-	465,867
	その他	297	-	5	-	292
	国内合計	1,431,121	451,875	416,863	75,198	487,183
残存期間別	1年以内	1,185,521	445,778	178,680	74,001	487,061
	1年超 3年以内	135,198	5,322	129,365	511	-
	3年超 5年以内	32,339	527	31,734	77	-
	5年超	77,934	247	77,077	609	-
	期限なし	127	-	5	-	122
	合計	1,431,121	451,875	416,863	75,198	487,183

(単位:百万円)

2025年3月末		合計	貸出金	有価証券	コミットメント等	その他
地域別・業種別	製造業	2,807	-	2,807	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	21,085	-	21,085	-	-
	情報通信業	10	-	-	-	10
	運輸業	6,308	-	6,308	-	-
	金融・保険業	65,221	5,502	2,303	47,239	10,176
	不動産業	1,977	1,940	-	-	37
	中央政府等	864,484	175,103	242,571	-	446,808
	その他	501	-	5	-	496
	国内合計	962,397	182,547	275,081	47,239	457,529
残存期間別	1年以内	778,984	181,223	93,348	47,001	457,410
	1年超 3年以内	65,683	1,030	64,514	138	-
	3年超 5年以内	35,185	30	35,152	3	-
	5年超	82,420	263	82,061	95	-
	期限なし	123	-	5	-	118
	合計	962,397	182,547	275,081	47,239	457,529

**【三ヶ月以上延滞エクスポージャー
またはデフォルトしたエクスポージャー等の期末残高】**

該当ありません。

【貸倒引当金の期末残高および期中増減額】

当該項目につきましては、「貸倒引当金残高および期中増減額」をご参照ください。

【個別貸倒引当金の地域別、業種別の内訳】

該当ありません。

【貸出金償却額】

該当ありません。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーの状況】

リスク・ウェイトの区分別信用リスク削減効果勘案後の残高 (単位:百万円)

リスク・ウェイト	2024年3月末		2025年3月末	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	-	1,282,101	-	864,485
10%	-	11,057	-	6,711
20%	24,517	5,467	18,010	1,500
30%	-	-	5,348	-
40%	-	-	-	1,485
50%	31,121	-	17,466	-
75%	-	-	339	-
100%	315	1,342	-	2,151
資本控除	-	-	-	-

■ 信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
適格金融資産担保	74,001	46,834

【保証等が適用されたエクスポージャーの額】

該当ありません。

■ 派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項

【与信相当額の算出方法】

<カレント・エクスポージャー方式>

(単位:百万円)

	2024年3月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	6,413	2,814	9,228
派生商品取引	6,413	2,814	9,228
金利関連取引	6,413	2,814	9,228
一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果	▲5,777	▲516	▲6,294
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			2,933
担保(適格金融資産担保)の額			-
現金			-
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			2,933

(単位:百万円)

	2025年3月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	3,854	2,585	6,440
派生商品取引	3,854	2,585	6,440
金利関連取引	3,854	2,585	6,440
一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果	▲3,854	▲1,654	▲5,509
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			930
担保(適格金融資産担保)の額			-
現金			-
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			930

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■ 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

【貸借対照表計上額】

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
上場株式以外の株式等エクスポージャー	5	5

【株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額】

該当ありません。

【貸借対照表で認識し、損益計算書で認識されない評価損益の額】

該当ありません。

【貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額】

該当ありません。

■ 金利リスクに関する事項

(1) 内部モデル

(単位:百万円)

	2024年3月末	2025年3月末
VaR	4,870	4,087

(2) 健全性規制

IRRBB1: 金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末	2025年3月末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	166
2	下方パラレルシフト	1,356	1,315	1,152	0
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,356	1,315	1,152	166
		ホ		へ	
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	24,441		24,528	

- ・計測対象：銀行勘定における資金運用収支の源泉となる全ての取引。
- ・計測頻度：月次(重要性テスト含む)。

